

裁判員経験者の意見交換会議事概要

1 日時

平成25年6月17日（月）午後2時から午後3時30分まで

2 場所

津地方裁判所大会議室

3 参加者等

司会者 岩井 隆義（津地方裁判所刑事部総括裁判官）

裁判官 首藤 晴久（津地方裁判所刑事部裁判官）

検察官 道面 正朋（津地方検察庁検事）

弁護士 中川 大河（三重弁護士会所属弁護士）

裁判員経験者 1番～4番 4人

4 議事概要

（司会）

本日の意見交換会の司会を務めさせていただきます津地方裁判所刑事部総括裁判官の岩井と申します。裁判員制度が始まって4年以上経過しましたが、この津地裁でも6月17日現在で58件、61人の被告人につき裁判員裁判を実施し、多数の方に裁判員として参加していただいております。意見交換会は、裁判員を経験した皆様の声を、これから新たに裁判員を務める国民の方々に伝え、裁判に参加することの不安感や負担感を少しでも解消していただくとともに、皆様から率直な御意見、御感想をお伺いし、裁判員制度をさらに良いものにしていきたいという思いで企画させていただいたものです。

この裁判員制度は、国民の司法参加ということで新しい制度と言われています。裁判員の方が裁判官とチームを組んで裁判をする、裁判員の方が主体となってこの刑事裁判を担当していく、新しい制度として導入されたものです。裁判員の方が、裁判官とチームを組んで、この事件の争点は何なのか、どういう証拠がある

のかということを十分に検討し、裁判官と意見を交換して結論を出すという新しい制度です。この裁判員制度が始まるまでは、裁判官も検察官も弁護人も、この新しい制度をどのようにしていけば裁判員の方に主体的に裁判に参加してもらえるのか、私はこう思うという意見を持ってもらえるのか、十分な評議ができるのだろうか、ということをしていろいろ心配しまして、いろいろ工夫をしてきたわけです。その努力もあってこの4年間、何とかうまく軌道に乗ってやって来られたのかなと思いますが、まだまだ課題もありますし、もっと良い制度にしていくためには、実際に担当された方から率直な意見を伺って、こういう点はやってみて良くなかった、こういう点を改善したら良いのでは、といった本音の、辛口の意見をどんどん出していただけるともっと良い制度にしていけるのではないかと思います。本日は4人の方に参加していただいておりますが、今まで裁判員の経験者からは、裁判は非常に良く分かりました、意見を十分述べることができました、とおっしゃっていただいておりますが、今日は厳しい意見を、裁判所、検察官、弁護士に対して言っていただければ本当に役に立つと思っていますのでよろしくお願いします。本日は、津地方裁判所刑事部から首藤裁判官、検察庁からは道面検事、三重弁護士会からは中川弁護士が出席されております。

これから意見交換に入っていきますが、検察庁、弁護士会からは事前にたくさんの質問事項をいただいておりますが、すべて取りあげることは時間的に難しいのでその点は御容赦ください。まず、どのような事件を皆さんが担当したのかをこちらから紹介させていただき、その事件を担当した裁判員としての一般的な感想を述べていただくことにします。その後、質問事項を基に意見交換を進めていこうと考えております。

1番と2番の方は同じ事件を担当され、その内容は強制わいせつ致傷被告事件で、被害者は16歳の女性でした。争点は、被告人には、わいせつの意図、性的意図がなかったということでわいせつ罪に当たらないのだという主張がされ、また、致傷となっているが、被害者には傷害の発生の事実はないということで暴行

罪の限度にとどまるのだという主張がなされました。4日間の審理で、初日の午前中に裁判員選任手続を行った後、午後に証拠書類の取調べを行い、2日目に被告人質問、情状証人の取調べを行い、午後に論告・弁論、3日目に評議を行い、4日目に判決宣告を行いました。この判決では、懲役3年で5年間の執行猶予、保護観察付きという結論になっています。まず1番の方に、この事件を担当した一般的な感想をお願いします。

(1番)

この事件を担当して、裁判所に来るのも初めてで、もちろん裁判に携わるのも初めてで、自分が一緒になって裁いていくということの難しさを感じつつ、一つ一つ検証していく在り方に関わったのです。裁判の中のやりとりで、自分の中では表現の難しい言葉だったりがありましたが、一つ一つ一緒になって理解していくことで、4日間貴重な体験をさせていただきました。いろんな方のサポートもありましたし、今まであまり関心がなかったのですが、新聞記事等も含めて、自分の中で刑事裁判に興味を持って関心につながりました。

(司会)

2番の方、感想をお願いします。

(2番)

裁判の当日より今日の方が緊張します。裁判当日は和気あいあいと意見交換ができました。選ばれて不安と心配でドキドキして4日間参加させていただきましたが、心の準備がなかったと言いますか、午後からいきなり裁判に入ってびっくりして、どぎまぎしながら、その日はどっと疲れが出ました。私たちの担当したのはわいせつという事件で、私は娘が2人いる母親という立場で関わらせてもらっていろいろ考えさせられるところがたくさんありました。どうしても被害者の立場にたって、被害者びいきになってしまっていて、それはあまり良くなかったのかもしれませんが、いろいろな意見が出まして、大変な事件だったと、良い勉強になったと思います。1番の方も言われましたが、裁判などの新聞記事をよく目に

するようになり、これも事件に関わって良い経験をさせていただいたおかげかな
と思っています。

(司会)

3 番の方に担当していただいた事件は強盗致傷教唆、逮捕監禁致傷被告事件で、非常に登場人物が多い事件でした。この事件は、拉致、逮捕監禁を依頼した被告人が、その際、その報酬として被害者の所持金を強奪していいよと、それを元手として逮捕監禁の実行行為をお願いする、ということで強盗致傷の教唆をした、そしてほかの関係者といろんな形でどんどん逮捕監禁の共犯が増えていって、最終的に7、8人が関係するということになったという事件です。この事件では、被告人は自らの行為自体について、犯罪が成立することについては全く争ってはおらず、最初に強盗致傷の教唆をする際に、被害者の腹に一発入れて、脅してくれと依頼したとの依頼文言を争う、そんなことは言っていないというような弁解をしていたという事件です。この事件は4日間の審理で、初日は証拠書類の取調べを行い、2日目は強盗致傷教唆を受けた方の証人尋問を行って、そのような文言を被告人が実際言ったのかという証拠調べを行い、情状証人の取調べ、被告人質問があり、3日目の午前中に論告・弁論があって、4日目に判決宣告がありました。この事件は懲役8年の求刑で懲役7年の実刑判決でした。3番の方、感想をお願いします。

(3 番)

裁判員の通知が来て、まさか自分が出席するとは夢にも思いませんでした。まず断ることを考えたのですが、妻とも相談し、ある人に相談したら、そういうことを断るのは難しいので勉強するつもりで行ってこいと言われ、私は勉強のつもりで出席しました。裁判長、裁判官、裁判員の方の中に入って最後まで職務を果たせるか考え、同時に雰囲気は暗くならないようにとにかく努めました。幸い裁判長、裁判官はそういう心配りができていて良かったと思います。正直、裁判長、裁判官は堅物だと思っていましたが、雰囲気作りが良く、とても参加して良かつ

たです。事件については、主犯格の証人尋問で聞きにくい言葉が多々ありました。あとは人に刑を下すのに、私たちは参加して僅か3日か4日で懲役を下してよいのかということもうちに帰って考えた次第です。

(司会)

4番の方の担当された事件は、傷害致死・暴行・傷害被告事件で、母親が長女の被害者に5か月間にわたり、暴行事件を起こし、その後自宅内で傷害事件を起こし、最終的には傷害致死という犯罪行為を行ったという事件です。被告人は傷害・傷害致死事件についてまったく争っていませんでしたが、暴行事件について、暴行は認めるが、エレベーターの中でコップに入った飲料水を被害者の娘にかけたかどうかという起訴された暴行以外の部分について争いがありました。また、暴行の一部になりますが、駐車場の車の中でたたいたとき、げんこつだったか平手だったかの争いがありました。5日間の審理で、初日は裁判員選任手続の後、証拠調べに入り、暴行の場面を目撃したという証人の尋問を行い、2日目は夫の証人尋問、母親の証人尋問を行い、評議を行って、5日目に判決宣告となりました。担当された4番の方に感想をお願いします。

(4番)

皆さんが言われるように、まさか自分がという他人事の感じでしたが、裁判員に選んでいただいて、こういう事件をやらせてもらって、より一層子供を育てていく環境をどうしたらよいか、自分に子供がいるのでどう育ててよいかとかいろいろ考えてさせていただきました。難しい言葉も、自分の場合はあまりなかったのですが、皆と一緒に考えたり、裁判長、裁判官に教えてもらって、皆さん積極的に意見交換ができて良い経験ができました。私個人の意見としては、できればまたさせていただきたいなと思いました。

(司会)

これからは具体的に意見交換に入っていきます。手続の流れに沿って進めていこうと思いますが、今回来ていただいた方は全員午前中に裁判員に選任され、午

後に審理に入っていくということでしたが、その日の午後から直ぐに裁判が始まることへの感想をお願いします。

(1 番)

決まった瞬間に机に座りまして、机に座ったときには受け持つ裁判の内容が書かれた紙が置かれていて、さっきまで自分がまさか当たるとは思っていなくて、見た瞬間に気が引き締まりました。自分が受け持って良いのかといういろんな葛藤がある中、何度も何度も、一つ一つ皆と話を進めていくというその中で、不安だった気持ちが和らいで、自分ももっと意見を出して良いのかな、こういうふうに表示して良いのかな、という気持ちになったのは覚えています。

(司会)

4 番の方は、午前中に選任されて、午後から直ぐに裁判が始まったことについて、仕事などの関係で困りませんでしたか。

(4 番)

最初に裁判員候補者に選ばれたという通知が来たときに会社に相談し、もしかして行くことになるかもとは言っていました。会社もまさか選ばれることはないだろうと思っていたかもしれませんが、快くやってこいと言ってもらいました。実際、来てくださいと言われ、本当に来たのかというのが正直な気持ちでしたが、それでもまさか選ばれることはないだろうと思っていた、裁判所に集まったときには、こういう事件を担当する可能性があるとの説明を受け、こういう事件なんだと思い、選ばれた瞬間にもう一度見直して、これは本当に大変なことなんだな、自分が皆と一緒に人を裁いていかなくてはいけないのだと悩みましたが、選ばれたからにはしっかりやっていかないといけないと思いました。最初は緊張しましたが、他の皆さんとも結構うち解けて、裁判長や裁判官、他の人も良くしていただいて、本当にやって良かったなと思いました。

(司会)

午前中に選任手続をして午後直ぐに審理に入ることについて、非常に支障が大

きいということであれば、翌日から審理に入ったり時間を空けることも考えられますが、そこまではする必要はないという意見もあろうかと思いますが、その点はどう思いますか。2週間とか3週間とか長くかかる裁判はいろいろ日程調整が必要ですので、裁判員を選任してから裁判が始まるまで1日とか2日空けたりするのですが、4日とか5日くらいの裁判だとそういう必要性は感じますか。

(4番)

できれば、1日や2日調整できる時間があればもっと経験してもらえる人が増えるのではないかと、敷居が低くなるのではないかと思います。

(2番)

私も同じ意見です。次の日くらいの方が心の準備ができて、説明をしてもらって、一晩寝て、朝から審理といった、準備期間が欲しいなと思いました。いきなりされた方が良いという方もいらっしゃると思いますが、今はこれがベストでやっているのですよね。

(司会)

なるべく裁判員の方に必要以上の負担をかけたくない、短い期間で職務から開放されるようにということで午前選任の上、午後から審理としていますが、そこは裁判員の方の負担が大きいということであれば、また違ったことも考えた方が良くないかと思い質問させていただいたのですが、貴重な御意見をいただけたと思っています。

話は戻りますが、選任手続で皆さんの中で個別質問の面接を受けた人はいらっしゃいますか。いらっしゃらないですかね。事件に関係がありますかという点については、事前に書面で回答していただいておりますね。皆さんにも当日用の質問票ということで事件との関係の有無ということ进行调查しているのですが、他に特に辞退の申出がない場合にはそれ以上の質問はしないことにしておりますが、辞退の申出がある方だけ個別質問をしています。その点について、全員個別質問を行った方がよいと考えるか、そういうことは必要ないかと考えるか、御意見が

ある方がいらっしゃれば伺いたいと思いますがいかがですか。

(3 番)

今の方法で良いです。

(2 番)

同じです。

(司会)

この点につきましては、時間の都合もありますのでこの程度にさせていただきます。

それでは、午後に審理が始まって、最初は被告人の人定質問、起訴状の読み上げをし、被告人、弁護人の意見を聴き、自白事件になるのか否認事件になるのか、証拠調べの予定があるのか法廷で明らかにされることになり、その後、検察官、弁護人の冒頭陳述が行われますが、皆さん記憶はありますか。1 番の方どうですか。印象に残っておられますか。

(1 番)

・・・。

(司会)

冒頭陳述とは、この事件はこういう事件だということを説明して、こういう点が争いになり、こういう点について証拠調べを行っていくことになっていく、という、裁判を始めるにあたっての羅針盤といいますかスケジュール表といったものを皆さんに見てもらうというもので、そこに出てきたものに基づいて具体的に証拠調べを行っていくというオープニングスピーチと言いますか、最初の段階での検察官と弁護人の意見を述べてもらう手続です。冒頭陳述で検察官、弁護人がいろいろ準備していることが皆さんにどれだけ分かってもらえているのかということですが、4 番の方は今日から遡って期間があまり経っていないので記憶が鮮明だと思いますが、検察官がどういう説明をしていたか記憶にありますか。

(4 番)

ないと言えましょうになりますが，しっかり覚えているかと言われると定かではありません。

(司会)

検察官はA3の紙1枚でこういう事件ですと書いて説明していたと思いますが，最初の説明で自分がこれからやる裁判はこんな事件なんだなあ，こういう点が争点になっているんだなあと分かったような記憶はありますか。

(4番)

そのときは，手元にいただいて見ながらしっかり理解できたのかなと思います。

(司会)

メモを1枚配られて，大体こういう事件なんだ，こういう争点なんだということとは理解できたということで良いですか。

(4番)

理解できました。

(司会)

時間は20分くらいでしたか。

(4番)

そうだと思います。

(司会)

20分ほどの時間は長すぎたという印象か，それとももっと詳しく説明してもらわないとよく分からなかったといった感想はありますか。

(4番)

何も感じなかったもので，多分適切だと感じたんだと思います。

(司会)

弁護人からの冒頭陳述がありますが，そのときの事件ではパワーポイントの画面で7項目をまとめた書面を裁判員の方に提供していただいて，弁護人の立場から事件の説明をされましたが，それは記憶にありますか。

(4 番)

記憶には残っています。パワーポイントのメモが見にくかったかなという記憶があります。

(司会)

どういうところが見にくかったですか。

(4 番)

検察側の方が文面だけだったと思いますが、ぱっと見てずっと流れが見えて、とにかく見やすかったと覚えています。弁護人の方は感覚的にちょっと見にくかったかなと感じました。

(司会)

文字だけだったからですか。

(4 番)

そうですね。

(司会)

1 番と 2 番の方の担当事件では、検察官の冒頭陳述 15 分、弁護人冒頭陳述 15 分ということだったようですが、最初の冒頭陳述で何が争点になっているか十分理解できましたか。

(1 番)

一つ一つ丁寧に話してもらったので、まったく素人の私でも理解はできました。

(司会)

それは、検察官、弁護人双方ともですか。

(1 番)

そうです。

(司会)

2 番の方はいかがですか。

(2 番)

私も同じです。

(司会)

弁護人はいろいろ皆さんに分かってもらえるように立ち位置を変えて説明したり，場合によっては証言台の近くに出て来て皆さんに説明をする人もいます。資料も検察官と同じようにA3の紙1枚でやったり，パワーポイントを使って説明をしたりいろいろ工夫されていますが，3番の方のときは何かそういった工夫はありましたか。

(3番)

あまり記憶にありません。

(司会)

冒頭陳述の際，検察官，弁護人が皆さんに出してくる情報が多すぎて良く分からなかった，却って混乱したということはありませんでしたか。

(4番)

ありませんでした。

(1番)

ありませんでした。

(2番)

ありませんでした。

(司会)

3番の方に質問ですが，担当された事件は登場人物がとにかく多かったのですが，最初に冒頭陳述を一度聞いただけで，どういう一連の事件か頭に入りましたか。

(3番)

主犯格がいて，もう一人実行犯がいて，まず思ったのは，主犯格が命令しなければこの事件は起こらなかったとまず思いました。それで，実行犯が主犯格に命令されたときになぜ勇気を持って断われなかったのだろうかということが今でも

頭に残っています。

(司会)

事件の流れについて、最初の検察官、弁護人の説明で大体大まかなことは頭に入りましたか。

(3 番)

はい。

(司会)

冒頭陳述は、あくまでもこれから証拠調べをしていく上での羅針盤といいますか、説明図で、証拠は、その後の証拠調べの中で出てくるものになります。実際証拠調べに入っていくことになりますが、証拠調べのやり方について、評議の中などでいろいろ説明があったと思いますが、書類を証拠とするものもありますし、証人として出てきて話をしてもらう証言が証拠となる場合、証拠物というものもあり、そういったものを実際法廷で取調べますが、法廷で証拠を見て心証、自分の考えを固めていくというのが裁判の目的とするところです。まず、今回の事件では最初に証拠調べに入ったときに一番最初に検察官が証拠書類の読み上げをされておりませんが、3 番の方の事件では初日の午後、証拠書類の取調べが45分、休憩20分、また続けて45分で90分間証拠書類の取調べをしています。1番と2番の方の事件は、60分証拠書類の取調べをして、20分休憩し、30分間被告人の供述調書ということで書類の読み上げをして、あわせて90分でした。4 番の方の事件は40分証拠書類の取調べをし、20分休憩をし、また47分の証拠書類の取調べを行い、大体どの事件でも1時間40分から2時間近く証拠書類の読み上げを行っています。証拠書類の読み上げで証拠の中身は頭に入ったかどうか、法廷で読んでもらって理解ができたかどうかですが、証拠書類の読み上げで一度で中身が飲み込めましたか。

(1 番)

何も違和感なくその当時は理解できたと思います。

(2 番)

3 か月も経っていてあまり定かではありませんが、そのときは詳しい説明をしていただいて、時間もとっていただいたので良く分かりました。

(3 番)

私も同じです。

(4 番)

理解できました。

(司会)

皆さんは私たちが努力していることを分かっていたでいるので、その努力に対してあまり悪く言っははいけないと、やさしいお気持ちで言っでいると思ひますが、分かりやすかつたとは思ひますが、こひいう点をもう少し工夫すればどうだらうかといひうアドバイスなどがあれば、こひいう機ひはなかなかないですので教へていただけると助かります。例へば、読むのが速すぎたとか、もう少してきばきした方がよいとか、滑舌が良くなかつたとか、声がかさかつたとか、逆に本当に良く分かつたのであれば、こひいう点がかつたとか、こひいう点がかつていて良かつたといひう点があればおっしやつてください。

(3 番)

一つ思つたのが、裁判長、裁判官が1時間くらい退席してもらつて、裁判員と補充裁判員だけの話し合ひを一度持ったら良いかなと思ひました。その中ではつきりしたずけずけした意見を言って、それから裁判長に意見を言えたらいいなといひことをちよつと感じました。裁判に入つてから審議すること、いろいろ遠慮して物が言えない人が出た場合、退席してもらつて裁判員だけでこひいうことを聞きたいですなといひ話し合ひをもつて意見が言えたらいいかなと今思ひました。

(司会)

具体的な事件のときに、裁判員の方の思ひをもつと引き出すための工夫として、

裁判官が退席してみるのもいいのではないかとということです。ほかにはありませんか。今日は、せっかく検察官，弁護士もいますので，こういう点を工夫したらどうですか，ということはありませんか。

(3 番)

弁護士と検察官がお茶を一緒に飲むような機会がありますかと聞いたことがあります。というのは、素人的に考えると、まずそういうことはないとは思いますが、あまり仲良くすると駆け引きとかあるのではと思ってしまうのです。例えば会社でもお金を長い間握っている人がいると使途不明金が行々に出るように、検察官と弁護士がお茶を飲んで事件に関係した話をするんじゃないかという疑いもあるんですがどうですか。

(司会)

検察官も弁護士もプロですから、それは立場をわきまえてやっていますのでその点は心配していただく必要はありません。信頼できる検察官，弁護士でありますので、裏で妥協するようなことは一切ないと思っております。

検察官，弁護士とも内容を理解してもらえるようにといろんな工夫をされていますが、工夫は皆さんに十分伝わっているということによいですか。ただ、アンケートなどを見ていると、検察官，弁護人の説明する声が小さくて良く分からなかったとか、難しい言葉が出てきて良く分からなかったという回答を見たことがあります。皆さんはそういう感想を持たれたことはありませんか。

(1 番)

私の担当した裁判は、弁護人の声が小さくて、モゴモゴした感じで話される方なのかもしれませんが、非常に内容が聞きづらく、もう少し大きな声で的確に話をしていただけると良かったのではないかと思います。

(司会)

3 番，4 番の方，検察官，弁護人の声の大きさなどについてはどうですか。

(3 番)

良かったです。

(4 番)

私の事件のときは、検察官の一人の方の声が少し小さく、もう一人の方に比べて理解できないというわけではありませんが、理解しづらい印象を受けました。

(司会)

複数立ち会っている検察官のうち一人は聴き取りやすく理解しやすかったが、もう一人は努力しないと理解しづらかったということですか。

(4 番)

もう一人の方に比べると理解をするのに時間がかかりました。

(司会)

そういうことを思われることがあったということですね。証拠書類の取調べについて、検察官からの質問なのですが、証拠書類を後でもう一度見たいと思うようなことがありましたか、また、見たいと思ったときにその証拠書類を見ることができましたか。もう一度書類の中身を読みたいと思ったことはありましたか。

(2 番)

特にありませんでした。

(3 番)

疑問にあったことはまた質問をして説明を受けた記憶があります。

(司会)

それは誰に質問しましたか。

(3 番)

裁判員、裁判長に、疑問があったときは、ちょっとここが分からなかったと聞いた記憶はあります。

(司会)

それは、休憩時間とか評議のときにそういう質問をしたということですか。

(3 番)

そうです。

(司会)

評議のときに、証拠書類一式を真ん中に置いて、休憩時間などに見たい人はいつでも見られるように私の担当した裁判ではしていましたが、1 番、2 番の方はどうでしたか。

(1 番、2 番)

そのようにはなっていませんでした。

(司会)

やり方はいろいろあると思います。

もう一つの証拠調べの方式として証人尋問がありますが、3 番の方が担当した事件では、拉致監禁をした実行犯の証人尋問があり、「腹一発入れて脅して両手両足を結んで口封じして目隠しして津のパチンコ店まで持ってきてくれ」などと言ったことがあったかどうかについて証人尋問が行われたということですね。4 番の方の事件では、エレベーターの中で飲料水を投げかけるということが実際にあったか、車の中で殴ったのがグーだったかパーだったかについて証人尋問がありましたが、3 番と4 番の方にお尋ねしますが、検察官、弁護人の質問の意図は良く分かりましたか。

(3 番)

分かりやすかったです。

(4 番)

良く分かりましたが、グーとか、飲料水をかけたかかけないか、すごくこだわっていて、そんなに時間をかけて争うべきものなのかなという印象を持ちました。

(司会)

今の点で、弁護士から皆さんに意見を聴いてみたいという質問事項がありまして、動機や犯行態様などの細かい点を争っていたとして、弁護人の争うという姿

勢自体に悪い印象を持たれたことはないか、4番の方の事件で言えば、グーとかパーとかたいした違いはないんじゃないか、暴行、傷害、傷害致死の本体部分についてはすべて認めていて、飲料水をいつかけたかとか細かく争う弁護人の争い方について、逆に反発を感じたりすることはありませんでしたか。逆に言うと、弁護人としては、そういうことを争うと、変な争い方をするという不信を持たれるのではないかという心配もあつての質問だと思いますが、その点はどうですか。

(4番)

そこまでは感じないです。そんなに違いがないことに関して、事実として争っていかないといけないのかどうか、それも分かりませんし、違いがないならそんなに時間をかけて争うことではなかったのではないか、そんなに時間をかけなくても良かったのではないかというふうに感じました。ただ、それで印象が悪くなるというものでもありませんでした。

(司会)

証人尋問を聞いて、弁護人の争い方や弁護方針への疑問を感じたことはありましたか。

(3番)

ありません。

(1番)

特にはありません。

(司会)

今日出席されている裁判員経験者の中にはそういうことを思われている人はいませんが、実際にそういうことを言われる他の裁判員の方もいたことはありますので、まったくないということではないと思いますが、今日出席されている方の中にはそのようなことはなかったということでした。

次の話題に移りますが、途中で専門用語の意味が分からないということはありませんでしたか。裁判員裁判をやっていく上で、一般市民が法律用語、専門用語

を理解しないというのは当然で、専門用語は極力使わないようにやってきていますが、実際分かりやすい言葉で質問がなされていたか、それとも中には難しい理解しづらい言葉があったかどうかはいかがですか。

(4 番)

ありませんでした。

(司会)

私たちは無意識のうちに使ってしまうことがあるのですが、例えば「はい、冒頭陳述してください。」とか「論告どうぞ。」とか言ったりするのですが、こういうのは許容限度ですか。

(4 番)

はい。

(司会)

3 番の方はいかがでしたか。

(3 番)

ほとんどありませんでした。「聞くは一時の恥、聞かぬは一生の恥」ということわざがあるとおり、とにかく分からないことがあれば積極的に聞いた方が良いと思います。

(1 番)

そういうことはありましたが、こういう言葉の表現は裁判をする場合には使うんだとか、後で振り返ると、結果自分で調べて身になったので良かったです。分からなかった言葉が2か所くらいありましたが、あとは理解できました。

(司会)

2か所くらいあった分からない言葉というのはその場で裁判官に質問するとか他の裁判員に聞くとか解消はしましたか。

(1 番)

そのときはせずに、家に帰ってから調べて自分で解釈しました。

(司会)

それはどのようなことか覚えていますか。

(1 番)

覚えていません。

(司会)

実際に私が常々思っているのは、裁判員裁判というのは、冒頭でも言ったとおり、裁判官がいる裁判に裁判員が参加するのではなく、裁判員が主体となって判断していくというのがあるべき姿だと思っていますので、実際に主体的に判断される裁判員の方に分からない言葉が届いているというのは裁判員裁判としては良くないことだと思います。そういう意味で、これからはそういうことがないように気をつけます。

論告・弁論についてですが、冒頭陳述と似たところがあるのですけども、実際に法廷で証拠が出てくるわけです。そういう証拠を法廷で皆さんに見ていただいた上で、証拠に基づいて被告人が有罪であること、又は被告人が無罪であることについて、検察官がする証拠に基づく意見、弁護人がする証拠に基づく意見、これが論告・弁論ということになるわけですが、今回、3 番の方のスケジュールでは論告が20分、弁論が10分という予定でした。1 番、2 番の方の事件では論告が20分、弁論が20分、4 番の方の事件では論告20分、弁論30分ということでスケジュールを組んでいましたが、論告・弁論が十分理解できたかという点についてはどうだったですか。4 番の方は比較的時間が経っていないので感想が残っていると思うのですが、どうですか。

(4 番)

そうですね、想像していたよりは時間を割くんだな、大事なところなので、あんなに一杯きちんとするんだなという感想でした。

(司会)

論告を聞いて、検察官がこの事件について、この証拠からはこういうことが認

められるというような主張をするわけですが、それが、ずっと頭に入ったかどうかについてはいかがでしたか。

(4 番)

そうですね。何も疑問にも思いませんでしたし、引っかかるところがなかったので、おそらく入ったのだと思います。

(司会)

これに対して弁護人が弁論を行うわけですが、このときの弁論の分かりやすさはどうでしたか。

(4 番)

そうですね。分かりやすさという点では検察側の方が分かりやすかったと思います。

(司会)

検察官の論告のほうが弁護人の弁論より分かりやすかった。それはどういう点が影響するのか教えてくださいませんか。

(4 番)

いや、何でしょう。分かりませんが、そう感じたのです。ずっと入ってきやすかった気がします。検察側のほうが。何故と言われると難しいですけども。

(司会)

3 番の方はいかがですか。論告弁論の段階で記憶に残っていることはありますか。大分時間が経っていると思いますが。

(3 番)

はっきり言って、記憶にはないのですが、一つ、検察官に対して弁護人が誘導尋問じゃないですかと言ってちょっと中断したことがあったんですよ、私の場合は。それでちょっと後から考えて、あれはどういうことで誘導尋問になったのかが今も分からないんですよ。

(司会)

1 番と 2 番の方はどうでしたか。論告・弁論に対して何か。

(1 番)

特になかったです。

(2 番)

特になかったです。

(司会)

論告・弁論の話の前に聞くことを飛ばしてしまいましたので、話を大分前に戻させてもらいます。実際の証拠書類の取調べをして、大体のところが頭に入って、そして証人尋問してということになるのですが、この人から直接話を聞きたかったという場面があったかどうかということです。おそらく供述調書ということで検察官がある方から聞き取った情報を証拠書類で読み上げて、皆さんに証拠として提示されているわけです。それを基にしてまた被告人質問も行って裁判をするという形になっているわけですが、実際に法廷に出てきて、その人の話を聞いた方がもっと安心して結論を決められたのという思いを今回の事件で持たれることがあったかどうかという点です。それは、証人のときは、裁判員の方から質問するとかできるのですが、この点は後で聞いてみたかったなと思うことが場合によってはあるのかもしれない。そうすると事件の被害者とか、事件のいきさつをよく知っている、例えば家族の人とか、そういう人に直接疑問点を聞いてみた方が自分としては安心して結論を決めることができたと思うこともあるかもしれない。でも場合によっては検察官が提出してきたその証拠書類で十分に必要なことが盛り込まれているから、敢えて証人として来てもらうまでもないという意見もあるかもしれない。裁判員の皆さんが実際にどういう感想をお持ちなのかということを知りたいなと思ったのですが、どうですか。3 番の方は証人として実行犯の人は聞いていますが。

(3 番)

そのときちょっと聞きたいこともありましたが、時間的にいろいろ質問してい

いか悪いかもはっきり分からなかったので残念だったなという気持ちもいたします。

(司会)

証人尋問は実際にやりましたが、その証人にこの点聞きたかったというそういうことですか。それは残念でした。何を質問するかの確認をするための時間を十分にとれなかったのか、なかなかそこが十分まだやれてないということですか。ほかにこの人に聞いてみたかったということはありませんか。実行犯以外に、例えば被害者の女性とか。

(3 番)

ありましたけど。でもちょっと今考えればちょっと遠慮したかなという、慣れないもので、そういうことがありましたです。

(司会)

4 番の方はどうですか。実際にスーパーで事件を目撃した人は聞いていますよね。それから被告人の夫の証人尋問も行って、そういう意味では4 番の方の事件は証拠の中で、証人尋問の占める割合が多かったケースです。ほかにこの人からも聞きたかったということはありませんか。

(4 番)

目撃された方の家族がいたのなら、奥さんとかに聞ければなお良かったかなと思います。

(司会)

実際、目撃者の方の話は聞いているけれども、その人の証言の信用性をしっかりと安心するためには、ほかにその人の奥さんもいたわけですから、奥さんから聞いた方がよりよかったということですね。1 番の方はどうですか。

(1 番)

私が担当させてもらった裁判の中では、もう一度聞きたいとか特にそういうことはなかったです。

(司会)

2 番の方はどうですか。

(2 番)

一緒です。

(司会)

1 番の方と 2 番の方が担当された事件は、強制わいせつ致傷ということで、性犯罪の事件ですから、なかなか被害者の方に裁判所に来て直接その被害の状況を証言してくださいということはなかなかお願いしづらい、おそらく検察官も同じ気持ちだと思います。そこが裁判官の悩むところです。でものちのち裁判員の方がこんな判断をしてよかったのだろうかとずっと悩まれることがあるとすれば、その原因は十分に自分の疑問を質問できなかった、それが足りなかったということではないが、この点がこうだったら違った結論になったかもしれないといった、そういう後悔が残るとやっぱり不安感とか残るのかと思ったりします。そういう意味で、どんな質問でも、とにかく全部聞いた、質問できたと思えば、自分の入ったチームでやった判断に、十分に議論した上でこうなった、だから仕方がないと思えるのではないかと考えて話題にさせてもらったわけです。3 番の方の事件の被害者の方も性的な被害ということもあったので証人尋問ができなかった。でもケースによって本当に必要な場合は直接証人尋問を行うという形をこれからもやっていこうというふうに思っております。

それでは証拠調べが終わって、論告・弁論が終わって、評議ということになるわけですが、評議の中で、一番、一般の市民の方が不安を持たれるのは、本当に自分たちが評議の場で自分たちの思ったことが言えるのだろうか、裁判のことをどこまで理解できるのだろうか。自分たちが主体となって、中心となって結論を決めていくということが本当にできるのだろうか。そういう不安、そういう思いというのがあるのかと思います。4 番の方は実際に評議で自分の思ったことが言えたかどうかという点について感想を聞かせてもらえればと思います。

(4 番)

私の場合は、十分に言わせていただきました。皆さん本当に雰囲気も良くて、本当に好きなことを言わせていただきました。

(司会)

2 番の方はいかがでしたか。

(2 番)

言えたような気もしますが、でもやっぱりちょっと遠慮して言えなかったこともありました。

(司会)

遠慮というのは。

(2 番)

遠慮というか、分からないだけに……。でもここということは言ったと思います。決定打みたいなのは。

(司会)

その分からない部分というところはどこでしょうか。検察官が言っていることとか弁護人の言っていることが裁判員の方に十分に理解できていなくて評議で不安感が残るというのか、それとも刑の決め方とかそういうところなのか。

(2 番)

どちらかというと後者の方で、刑の決め方ですね。やっぱり事件が事件だけに許せないというところがあったので……。

(司会)

裁判員裁判の一番難しいところは刑の決め方だと思います。一般の方は、裁判官は悩まずに刑を決めていると思っているかもしれませんが、裁判官も刑を決めるということはものすごく悩むところで難しいところです。ある意味で私は裁判員の方と一緒に裁判する方が一緒に悩んでいただけるから楽な面もあります。

そういう意味で裁判員の方々に大変な負担をかけているなど、刑を決めるということは難しいことだろうと思うのですが。そこのところが引っかかりになるということですか。

(2 番)

そうです。未だに引っかかっています。再犯とか……。でもやっぱりこう加害者の立場にも立たないといけないなという気持ちも出てきますし、でも、そのときはやっぱり被害者の方に肩を持って、でも今でも被告人の顔が浮かんでるんですけど、一晩寝られなかったですね。その日は。

(司会)

判断する上での前提の資料については、十分、検察官、弁護人から出てきていて、その理解はできているけど、刑を決めるに当たっての評議の中で、お互いの思いをどこまで出していった議論していく、そこのところでなかなかもったいなくて工夫していかなくてはいかんと、そういう御指摘になるということでしょうか。

(2 番)

そうです。

(司会)

3 番の方はどうですか。評議の場で自分の思いということは十分に議論の中で言えたかどうかということはいかがですか。

(3 番)

大概は言いました。検察官の言い分を聞いているとなるほどそうか、また弁護人が意見を言うとなるほどそうか、どちらを信用していいかということは確かに迷います。夫婦でも意見が食い違ってけんかする場合がありますから、8 人の裁判員・補充裁判員と裁判長・裁判官で 11 人ですか。意見の食い違いが当然あってしかるべきだと思います。

(司会)

いろんな意見が出てくる中で自分としても意見を言えた。ほかの人も意見を言っていた、そういうことでいいですか。

(3 番)

そうです。

(司会)

お互いに考え方が違いますので、全員が同じ意見になるわけではないわけです。それぞれの意見を出し合った上で、最後は結論を決めていくしかないわけで、そういう意味で多数決ルールとか、いろいろとあるわけなんです。これだけ自分の意見を言ったけれども最終的に自分の意見と違うことになるということは多々あることです。それは多数決ということで納得していくしかないと思うのですが、問題はその過程で自分の思ったことが十分に言えてないということになると問題ですけど、自分の意見が十分言えた上での結論なら仕方ないけれども、自分の意見は本当はあるのに、それが言えない。それで結論が決まることは問題だと思います。そういう意味でも 2 番の方も意見は言えたということでしょうか。

(2 番)

評議のときもみんな意見を出し合って、遠慮なく自分の意見も十分に言えました。その上での判決です。

(司会)

1 番の方も同じ事件ですが、どうでしたか。思ったことは言えたということでしたでしょうか。

(1 番)

私も 2 番の方の意見と本当に同じで、最後、本当に判決を決めるときにやっぱりみんなと悩みました。皆さんとの話し合いの中で聞くとそうだよなとか、また違う人の意見を聞くとそれもそうだよねということもあるので、そういうのも踏まえて最後、ちゃんと判決が出たのは良かったと思います。

(司会)

ありがとうございました。最後に、3番の方、4番の方は刑を決めるときに量刑検索システムとか量刑の傾向とか見ていただいたと思いますが、1番の方と2番の方もそういうものを見たということでもいいですか。

(1番・2番)

見ました。

(司会)

検索項目がいろいろありますが、それは評議の中で、こういう項目は認められますという、そこで出てきた項目を入力して行って、出てきたグラフを見ていただくということで3番の方も4番の方もやったと思いますが、1番、2番の方も同じやり方でしたか。

(1番・2番)

そのとおりです。

(司会)

もっといろいろと御意見を伺いたいことはたくさんありますが、一度の意見交換会ですべてを伺うことは無理ですので、今日伺えなかった部分については別の機会に聞きたいと思います。それでは、今日御参加いただきました経験者の方から、これから裁判員を務められる方へのメッセージがあればお願いします。

(1番)

最初4番の方もおっしゃっていたみたいに、裁判員に自分が当たったらどうしようという不安で頭が一杯だったんですけども、終えてみて、何て貴重な体験をしたんだろうと、それまで裁判を傍聴したりとかもちろん自分が裁判に加わって実際に体験したりとかそういうことがなかったものですから、言葉ではすごく表現しにくいんですけど、本当に全身全霊で感じたいろんな重み、それはすごく非常に貴重な体験だったと思います。フォローもすごく丁寧にさせていただいて、いろんなところに気遣いもしていただきまして、大変助かったと私思っております。是非、もし自分が裁判員になったらどうしようと思うより、こんな貴重な体験は

ないんだと是非そういう通知が来た際には裁判員になれたらいいな，なりたいな
とっていただけるような裁判員裁判だったと思います。

(2 番)

私も 1 番の方とほぼ一緒の意見です。貴重な体験をさせてもらったと思っています。
是非裁判員に当たったらですね，一人でも多くの方にやっていただきたい
と思います。新聞も一杯裁判のことをよく読むようになりました。裁判のことは
全然分からなかったんですけど，経験させてもらったおかげで，新聞で，今まで
見過ごしていたんですが，記事をよく読むようになって良かったと思っています。

(3 番)

最近，裁判員になられた女の方が精神的にダメージを受けたということがあり
ましたが，私の場合は世の中のため人のため裁判員というのは積極的に参加すべ
きだと思っています。

(4 番)

最初のほうにも言わせていただきましたが，できる機会があるならば是非やっ
ていただきたいなと思います。本当にやらせていただいたことはすごく貴重な体
験をさせていただきました。私は裁判員をやったことは自分で誇りに思います。

(司会)

ありがとうございました。それでは意見交換を終了させていただきます。

以 上